

○昭和四十六年郵政省告示第二百五十七号（通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の特例を定める件）の新旧告示対照表

（傍線部分が変更部分）

改正案	現行
<p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一三・五六MHz（±）六・七八kHz 2 二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz 3 四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz 4 二、四五〇MHz（±）五〇MHz 5 五・八GHz（±）七五MHz 6 二四・一二五GHz（±）一二五MHz <p>二 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を使用するものから発射される基本波の電界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。</p> <p>三 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を使用するものから発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz（±）二四〇kHzの周波数帯（第一項3のものを除く。）内において、別表のとおりとする。四〇・四六MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を使用する場合の四一・一四MHzの周波数に代えて四一・一四MHz（±）二四〇kHzの周波数内におけるその最大許容値についても、同様とする。</p>	<p>一 次に掲げる周波数帯内においては、通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値を定めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一三・五六MHz（±）六・七八kHz 2 二七・一二MHz（±）一六二・七二kHz 3 四〇・六八MHz（±）二〇・三四kHz 4 二、四五〇MHz（±）五〇MHz 5 五・八GHz（±）七五MHz 6 二四・一二五GHz（±）一二五MHz <p>二 通信設備以外の高周波利用設備で四五〇kHz以下の周波数を使用するものから発射される基本波の電界強度の最大許容値は、別表のとおりとする。</p> <p>三 通信設備以外の高周波利用設備で四〇・四六MHzの周波数を使用するものから発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値は、四〇・四六MHz（±）二四〇kHzの周波数帯（第一項3のものを除く。）内において、別表のとおりとする。四〇・四六MHzの周波数の使用が他の通信に妨害を与えるおそれのある地域において、その周波数に代えて四一・一四MHzの周波数を使用する場合の四一・一四MHzの周波数に代えて四一・一四MHz（±）二四〇kHzの周波数内におけるその最大許容値についても、同様とする。</p>

別表

設備の区分	最大許容値	
	第二項の周波数を使用するもの	第三項の周波数を使用するもの
1 医療用設備	三〇メートルの距離において毎メートル一ミリボルト以下	三〇メートルの距離において毎メートル二・五ミリボルト以下
2 工業用加熱設備	一〇〇メートルの距離において毎メートル一ミリボルト以下	一〇〇メートルの距離において毎メートル二・五ミリボルト以下
3 各種設備	(一) 高周波出力が五〇〇ワット以下のもの 第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ1の値に同じ。 (二) 高周波出力が五〇〇ワットを超えるもの 第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ2の値を超えない範囲において、1の値に $\sqrt{\frac{P}{500}}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とする。) を乗じた値以下。ただし、第二項の周波数を使用する漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を行う各種設備については、2の値とする。	

別表

設備の区分	最大許容値	
	第二項の周波数を使用するもの	第三項の周波数を使用するもの
1 医療用設備	三〇メートルの距離において毎メートル一ミリボルト以下	三〇メートルの距離において毎メートル二・五ミリボルト以下
2 工業用加熱設備	一〇〇メートルの距離において毎メートル一ミリボルト以下	一〇〇メートルの距離において毎メートル二・五ミリボルト以下
3 各種設備	(一) 高周波出力が五〇〇ワット以下のもの 第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ1の値に同じ。 (二) 高周波出力が五〇〇ワットをこえるもの 第二項又は第三項の使用周波数の区別に従い、それぞれ2の値をこえない範囲において、1の値に $\sqrt{\frac{P}{500}}$ (Pは、高周波出力をワットで表した数とする。) を乗じた値以下	